

## 亀山市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、スポーツ競技の全国大会等（予選大会や推薦によらない、自由参加のものを除く。以下「大会等」という。）への出場者（団体を含む。以下同じ。）に対し、激励金を支給することにより、アマチュアスポーツの振興及び競技力の向上を図ることを目的とする。

### (支給の対象者)

第2条 激励金の支給対象者は、出場する大会等の開催要項に基づく正規登録のアマチュア選手及び監督等で、市内に住所を有するものとする。ただし、中学校体育連盟主催による競技大会に出場する中学生は除く。

### (激励金の額)

第3条 激励金の額は、別表のとおりとする。

### (激励金の支給申請)

第4条 激励金の支給を受けようとする者（団体にあつては、その代表者）は、大会等が開催される10日前までに、激励金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、出場者が18歳以下のときは、その保護者が申請するものとする。

- (1) 出場者が市内に住所を有することを確認できる書類又はその写し
- (2) 予選大会等の実施要項
- (3) 予選大会等を経ず推薦にて出場するときは、その推薦書の写し
- (4) 出場する大会等の開催要項
- (5) 申込書の写し等の前号の大会等に出場することを記した書類
- (6) 出場者が団体のときは、支給申請を代表者に委任する旨の委任状

### (激励金の支給)

第5条 教育委員会は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに激励金支給決定通知書（様式第2号）を申請者に通知し、激励金を支給する。

### (激励金支給決定の取消し)

第6条 教育委員会は、激励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当したとき

は、激励金の支給の決定について、支給の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 激励金支給申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 大会等が中止され、又は大会等に出場できなくなったとき。

(激励金の返還)

第7条 教育委員会は、激励金の支給の全部又は一部を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し既に激励金が支給されているときは、当該激励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(結果報告)

第8条 激励金の支給を受けた者は、出場した大会終了後、大会出場結果報告書（様式第3号）にその成績等を示す書類を添付して、速やかに教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の激励金の支給から適用する。

別表（第3条関係）

区分	出場大会規模	支給金額
個人	(1) オリンピック、パラリンピック、世界選手権 (その種目最高のもの)に出場する場合	100,000円
	(2) (1)以外の国際大会に出場する場合	50,000円
	(3) 全国大会に出場する場合	10,000円
	(4) 東海大会に出場する場合	5,000円
団体	個人の出場大会規模に応じた支給金額に団体の人数を乗じた額とする。 ただし、20人で換算した金額を限度とする。	



様式第2号（第5条関係）

## 激 励 金 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日

様

亀山市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました について、亀山市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金支給要綱第5条の規定により下記のとおり支給します。

記

支 給 額 円

支給対象者

